

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

城里町長 上遠野 修

市町村名 (市町村コード)	城里町 (083101)
地域名 (地域内農業集落名)	岩船地区 (北方、高久、錫高野、孫根、岩船、高根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 11 月 27 日 (第 2 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区では、高齢化が進み担い手不足、若い世代の減少が深刻化しており、新規就農の難しさから担い手の確保が困難な状況である。そのため、耕作していない田畑や荒廃農地が増加している。また、農地や道路が狭く、農業機械の通行や使用に支障をきたしている状況で、農業インフラの整備や補修が必要である。さらに、農地が狭く分散しており、集約が難しいとの意見も多く、集約後の賃借や口約束による賃借契約の現状についても懸念がある。さらに、草刈り等の労働負担に加え、資材費や農機具の高騰による減収減益、鳥獣被害の拡大などが困りごととして挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では、米・麦・大豆・そばなど穀物類を中心に作付けされている。また、大根・ごぼう・にんじん・いも類などの根菜類、トマト・かぼちゃなどの果菜類、梅・栗などの果実類も含め、幅広く作付けされている。将来については、現状維持を希望する農家もあるが、耕作放棄地を活用した手間のかからず、儲かる作物の栽培したいという意見があった（枝物・シキミ・サカキ・ハナモモなど）。また、有機野菜にも関心が寄せられている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	529.5	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	414.2	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】		ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就業者等を中心に拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地が分散していると受け手が確保できないため、地域の意向を把握し、農地をまとめて農地中間管理機構に貸し付けられるようにする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、本地区での基盤整備事業の計画はないが、事業を求める声は多いため、農業者や地域住民の意見を集約する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JA、茨城県農業経営課、茨城県地域農業改良普及センター等の関係機関と連携し、新規就農者や農業法人など、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
町や土地改良、中間管理機構、JA等と連携を図り、補助金の活用方法、直接支払制度の利活用広報、農機具のリースや助成、技術経営指導などを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害防止対策（イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ）の実施を推進する。 ②有機野菜の取り組みを検討する。 ⑤果樹等の高収益性の高い作物の作付けを推進する。 ⑦耕作放棄地対策やぬかる田んぼの改善などの対策が必要である。 ⑩地域農業の発展を目指し、特定作物の栽培や収益性の高い作物の創出、部会の設立による地域ブランド化や特産品づくりの推進、観光を取り入れた農業を進める。また地域の連携を深めるために、地域の情報交換と集約や若手農家のコミュニティづくりの場を設ける。さらに収益性の向上のため、農機具の共同利用も検討する。				